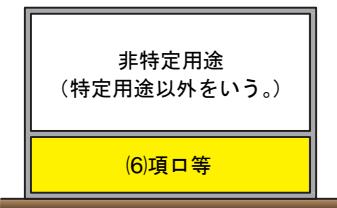


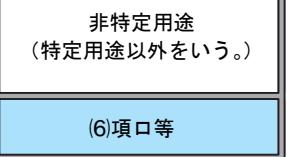
## 第7 小規模特定用途複合防火対象物

小規模特定用途複合防火対象物（政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、特定用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の10分の1以下であり、かつ、300m<sup>2</sup>未満であるものをいう。以下同じ。第7-1図参照）の消防用設備等の設置単位の取り扱いは、次によること。

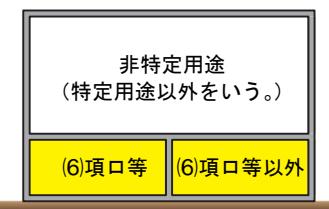
(例1)



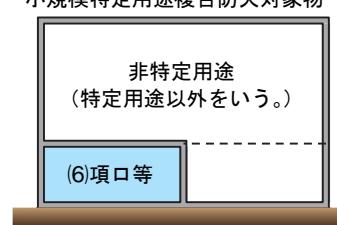
小規模特定用途複合防火対象物



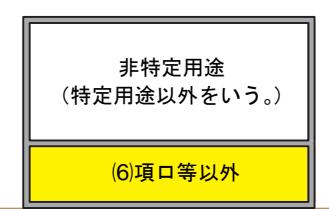
(例2)



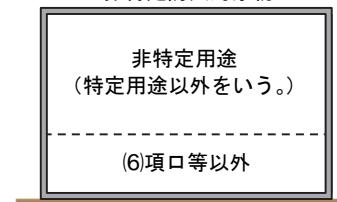
小規模特定用途複合防火対象物



(例3)



非特定防火対象物



: 特定用途の床面積の合計が10%以下、かつ、300m<sup>2</sup>未満

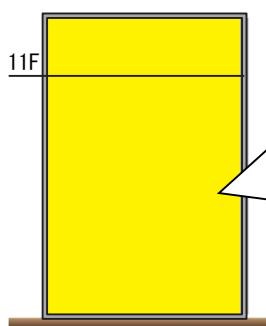
- (注) 1 「(6)項口等」とは、政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分をいう。
- 2 「(6)項口等以外」とは、(6)項口等以外の特定用途に供される防火対象物をいう。

【第7-1図】

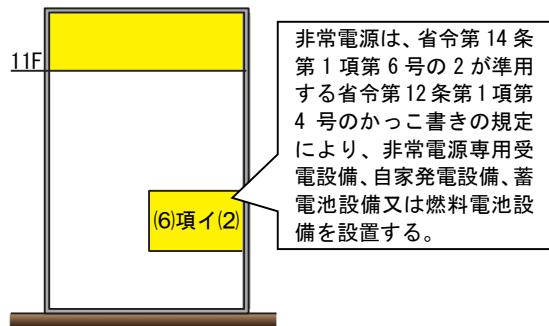
## 1 屋内消火栓設備等の非常電源に関する事項（省令第12条第1項第4号関係）

延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以上の小規模特定用途複合防火対象物において、屋内消火栓設備の非常電源として非常電源専用受電設備を設置することができる。また、省令第12条第1項第4号の規定の例によることとされているスプリンクラー設備等の非常電源についても、同様であること。（第7-2図参照）

（複合用途防火対象物（(10)項イ）延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上）



（小規模特定用途防火対象物（(16)項イ）延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上）



: スプリンクラー設備の設置を要する部分  
 : スプリンクラー設備の設置を要しない部分

【第7-2図】

## 尼崎市消防用設備等審査基準

### 第3章 消防用設備等の設置単位

### 第7 小規模特定用途複合防火対象物

#### 2 スプリンクラー設備を設置することを要しない部分（省令第13条第1項第2号関係）

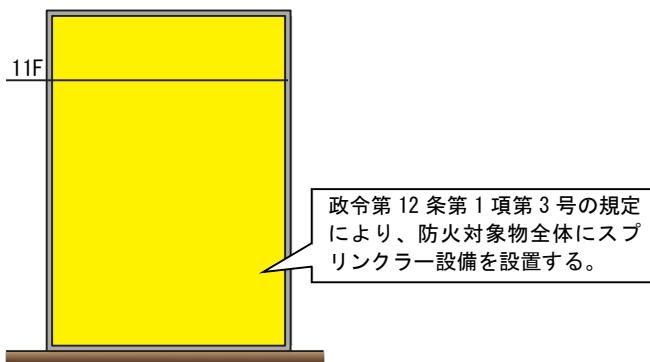
スプリンクラー設備を設置することを要しない部分として、小規模特定用途複合防火対象物の次に掲げる部分以外の部分で10階以下の階に存するもの（第7-3図参照）

ア 政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

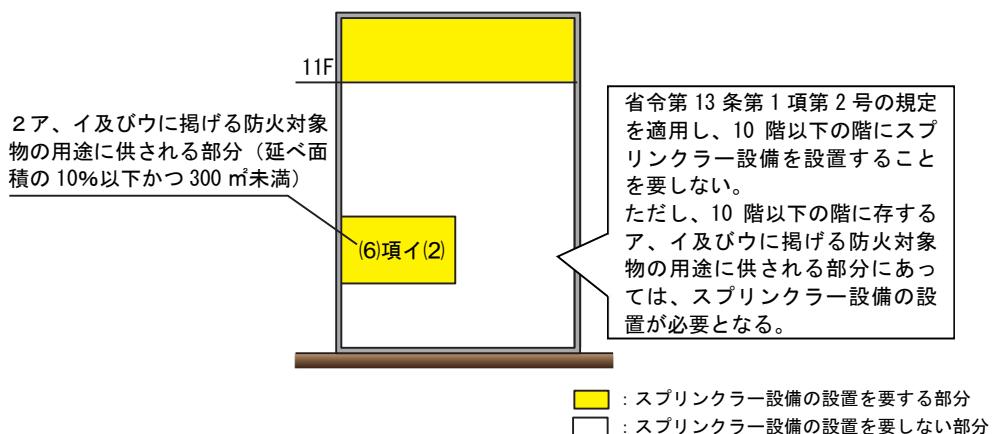
イ 政令別表第1(6)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

ウ 政令別表第1(6)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（介助がなければ避難できない者として省令第12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあっては、床面積が275m<sup>2</sup>以上のものに限る。）

（複合用途防火対象物（(16)項イ））



（小規模特定用途複合防火対象物（(16)項イ））



【第7-3図】

#### 3 自動火災報知設備の感知器等を設けることを要しない部分（省令第23条第4項第1号へ関係）

(1) 自動火災報知設備の感知器を設けることを要しない部分として、小規模特定用途複合防火対象物（政令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物を除く。）の部分（同項第5号及び第11号から第15号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、政令別表第1各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項（(13)項ロ及び(16)項から(20)項までを除く。）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供される部分であって当該用途に供される部分の床面積（その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあっては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計）が500m<sup>2</sup>未満（同表(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあっては、1,000m<sup>2</sup>未満）であるもの（第7-4図参照）

ア 政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物

イ 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

(2) (1)の自動火災報知設備の感知器を設けることを要しない部分については、地区音響装置及び発信機（以下この項において「感知器等」という。）についても設けることを要しないこと。

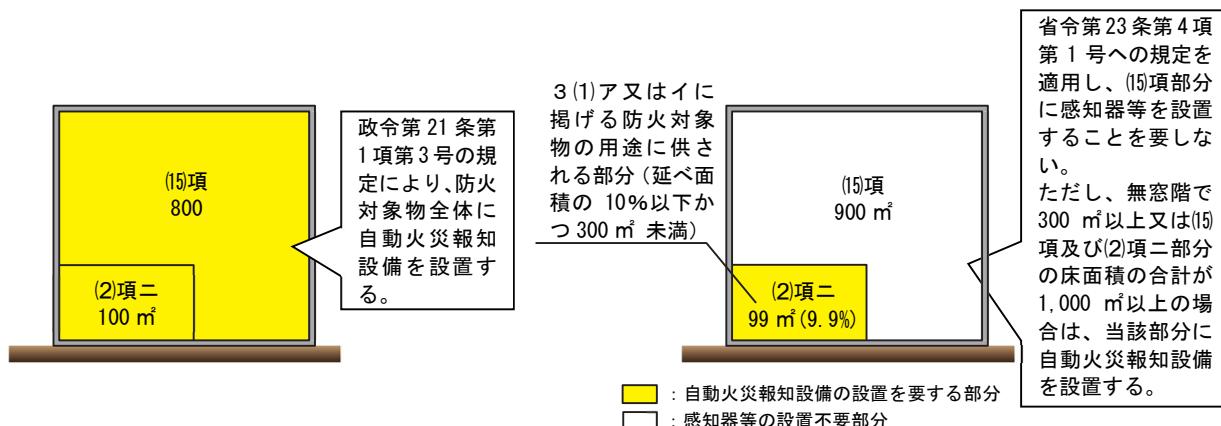
## 尼崎市消防用設備等審査基準

### 第3章 消防用設備等の設置単位

### 第7 小規模特定用途複合防火対象物

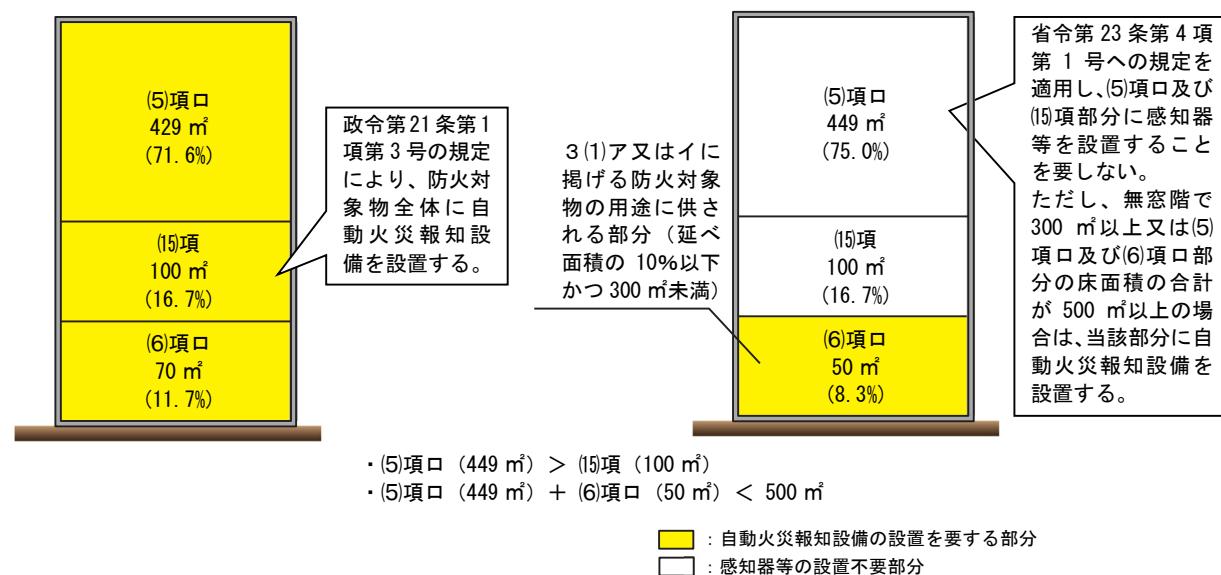
例1 (複合用途防火対象物 ((16)項イ))

(小規模特定用途複合防火対象物 ((16)項イ))



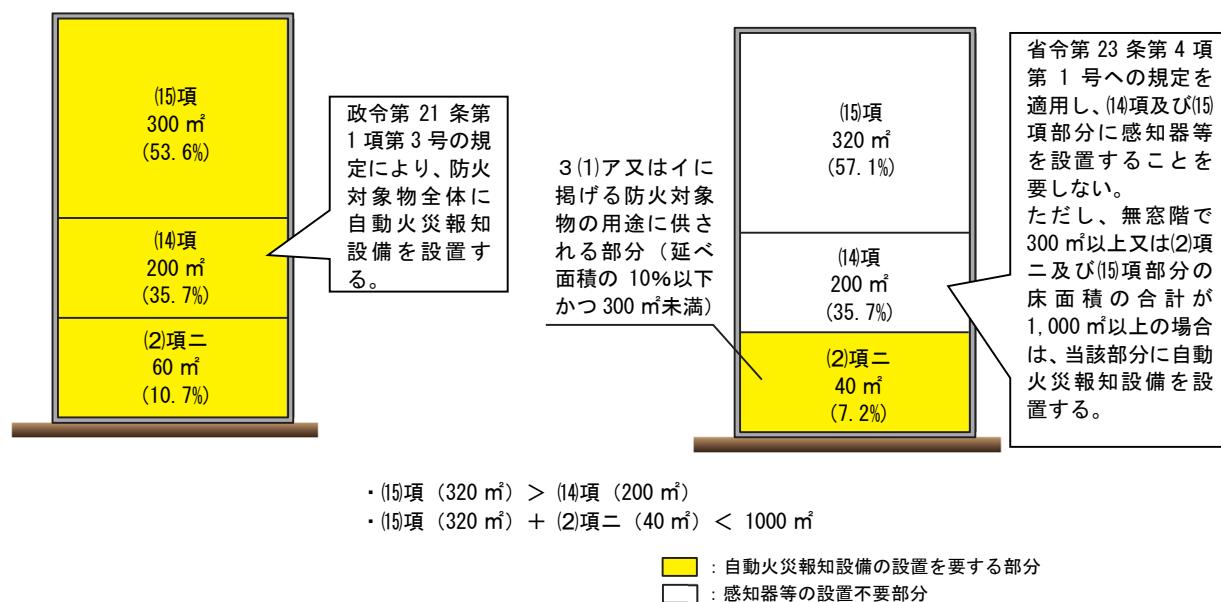
例2 (複合用途防火対象物 ((16)項イ))

(小規模特定用途複合防火対象物 ((16)項イ))



例3 (複合用途防火対象物 ((16)項イ))

(小規模特定用途複合防火対象物 ((16)項イ))



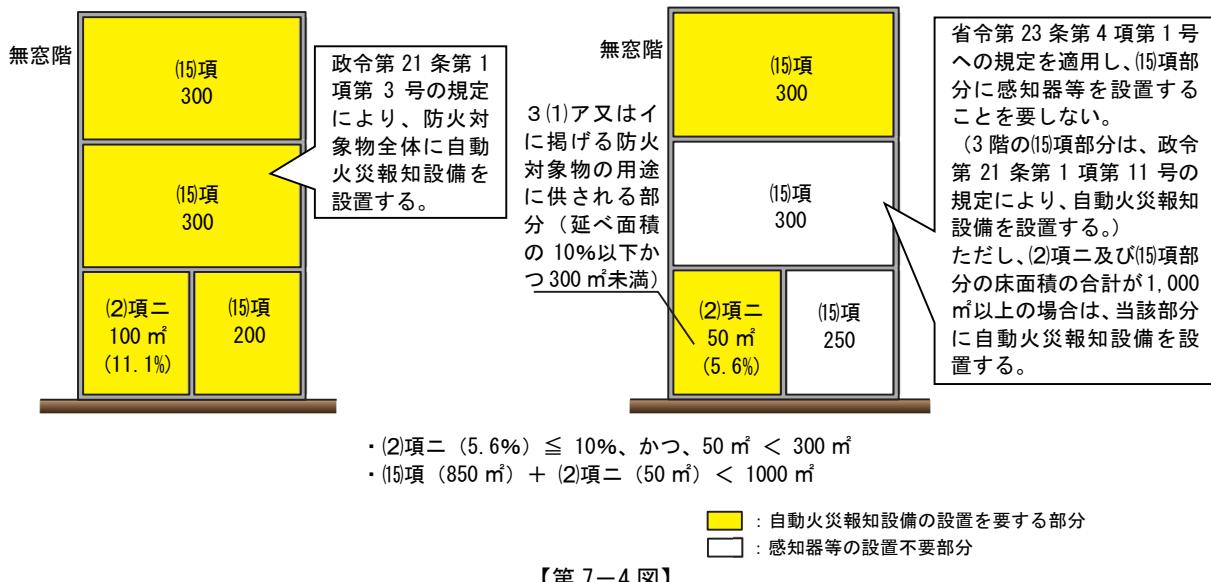
## 尼崎市消防用設備等審査基準

### 第3章 消防用設備等の設置単位

### 第7 小規模特定用途複合防火対象物

例4 (複合用途防火対象物 ((16)項イ))

(小規模特定用途複合防火対象物 ((16)項イ))



【第7-4図】

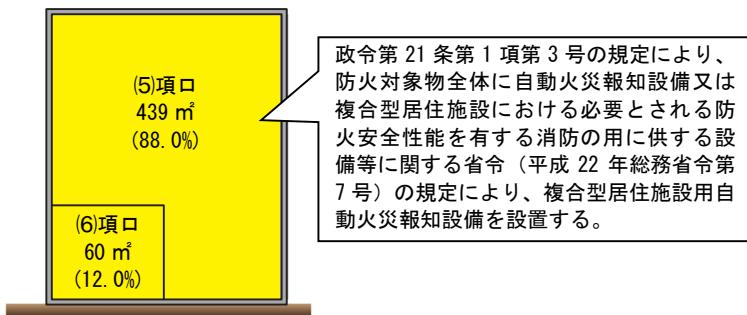
4 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第2条関係）

延べ面積が  $300 \text{ m}^2$  以上の小規模特定用途複合防火対象物であって、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分及び前3の感知器等を設けることを要しない部分に該当する部分のみで構成され、これらの部分以外の部分が存しないものについては、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる。（第7-5図参照）

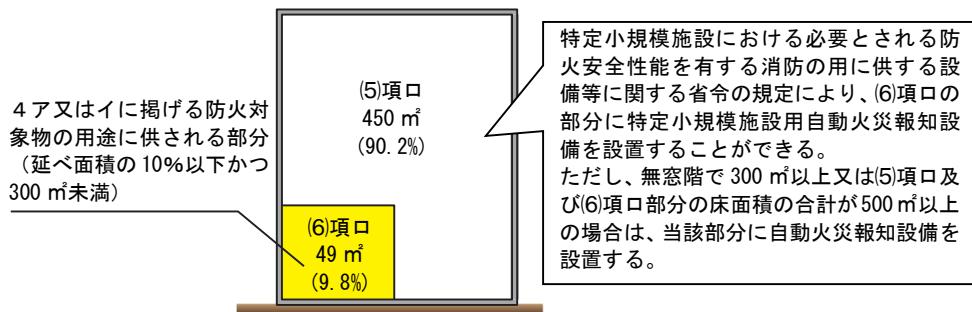
ア 政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及び口に掲げる防火対象物

イ 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

(複合用途防火対象物 ((16)項イ))



(小規模特定用途複合防火対象物 ((16)項イ))



■ : 自動火災報知設備の設置を要する部分  
 □ : 感知器等の設置不要部分

【第7-5図】

## 尼崎市消防用設備等審査基準

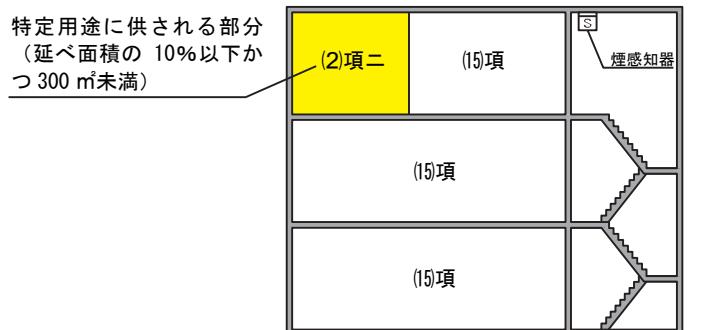
### 第3章 消防用設備等の設置単位

### 第7 小規模特定用途複合防火対象物

#### 5 特定一階段等防火対象物の取り扱い（省令第23条第4項第7号へ関係）

小規模特定用途複合防火対象物は、省令第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物の適用を受けないこと。（第7-6図及び第7-7図参照）

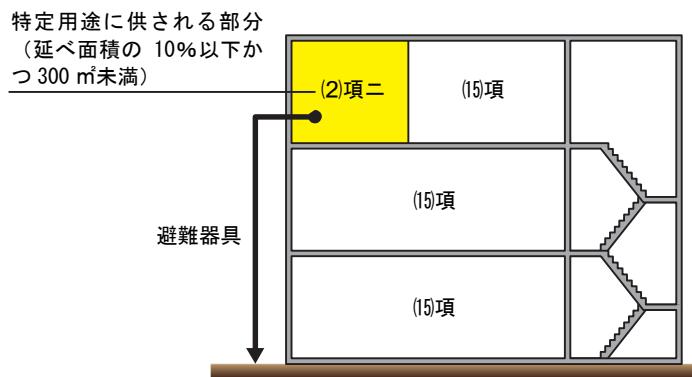
(自動火災報知設備)



省令第23条第4項第7号への規定より、階段及び傾斜路に煙感知器を垂直距離15m（3種の感知器にあつては10m）につき1個以上設ける。

【第7-6図】

(避難器具)



特定一階段等防火対象物の適用を受けないことから、省令第27条第1項第1号に規定する一動作式の避難器具等の措置は不要となる。

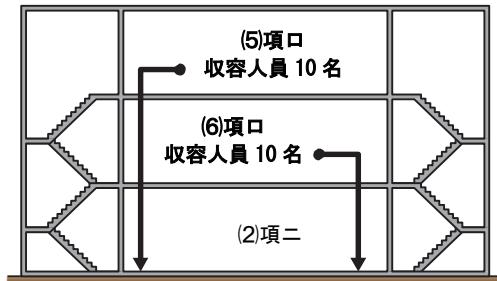
【第7-7図】

#### 6 避難器具の設置個数の減免（省令第26条第6項関係）

小規模特定用途複合防火対象物に存する政令第25条第1項第1号及び第2号に掲げる防火対象物の階が次のアからウまで（当該階が2階であり、かつ、2階に政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない場合にあってはア及びウ）のいずれにも該当するときは、当該階に避難器具を設置しないことができる。（第7-8図参照）

- ア 下階に政令別表第1(1)項から(2)項ハまで、(3)項、(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しないこと。
- イ 当該階（当該階に省令第4条の2の2第1項の避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分）から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていること。
- ウ 収容人員が、政令第25条第1項第1号に掲げる防火対象物の階にあっては20人未満、同項第2号に掲げる防火対象物の階にあっては30人未満であること。

例1（複合用途防火対象物 ((16)項イ)）



太字：避難器具の設置を要する部分

（小規模特定用途複合防火対象物 ((16)項イ)）



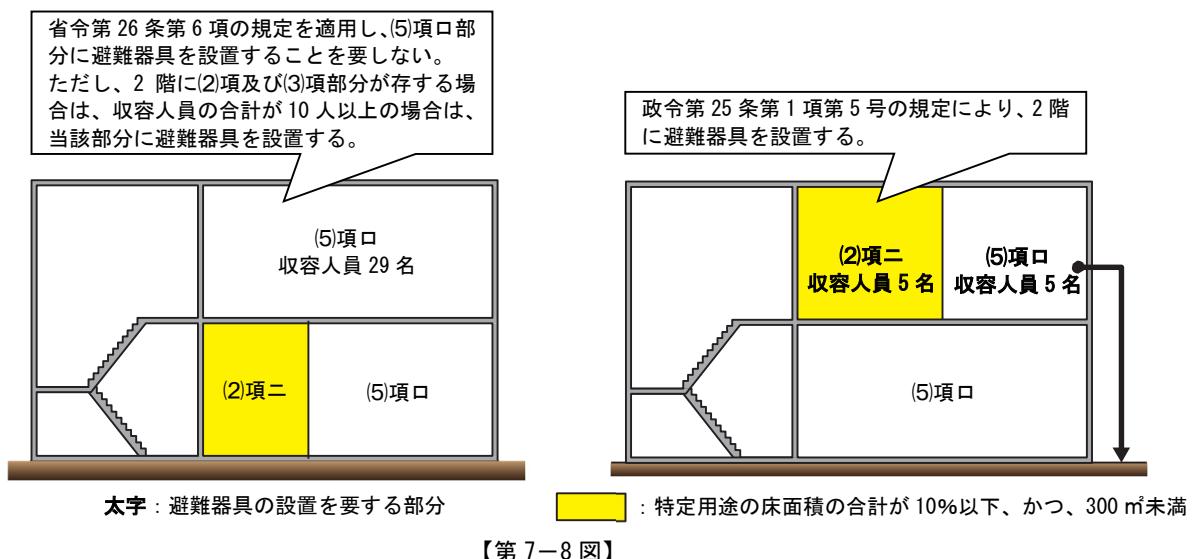
■ : 特定用途の床面積の合計が10%以下、かつ、300 m<sup>2</sup>未満

## 尼崎市消防用設備等審査基準

### 第3章 消防用設備等の設置単位

### 第7 小規模特定用途複合防火対象物

#### 例2 (小規模特定用途複合防火対象物 ((16)項イ))



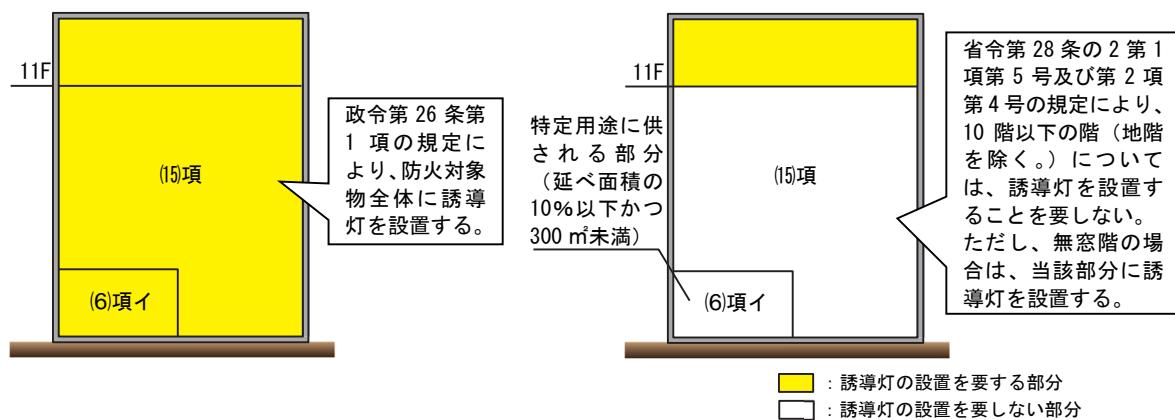
#### 7 誘導灯を設置することを要しない部分 (省令第28条の2第1項第5号及び第2項第4号関係)

小規模特定用途複合防火対象物 (政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。) の地階、無窓階及び11階以上部分以外の部分については、避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置することを要しないこと。(第7-9図参照)

なお、政令別表第1(9)項に掲げる防火対象物は、政令第26条第1項の規定により、地階、無窓階及び11階以上の階以外の部分にも誘導灯の設置が義務付けられていることから、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物及び(9)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分のみから成る小規模特定用途複合防火対象物については、適用できること。(第7-10図参照)

(複合用途防火対象物 ((16)項イ))

(小規模特定用途複合防火対象物 ((16)項イ))



(小規模特定用途複合防火対象物 ((16)項イ))

